

## 10-5-1 移動等円滑化経路を構成するエレベーター①

政 令	条 例
<p>第十八条第2項</p> <p>五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p>	<p>第二十四条第1項</p> <p>二 令第十八条第二項第五号の規定によるものとするエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p>
<p>イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p>	
<p>ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。</p>	
	<p>イ 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。</p>
	<p>ロ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内を見ることができる構造とすること。</p>

### ◎ 移動等円滑化基準チェックリスト（条例付加分含）

施設等	チェック項目	
（移動等円滑化経路を構成する） エレベーター及びその乗降ロビー （政令第18条第2項第5号） （条例第24条第1項第2号）	① 籠は必要階（利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか	
	② 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③ 籠及び昇降路の出入口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けているか	
	④ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、籠の外部から内部を見ることができる設備を設けているか	

## 〔解説〕

- 移動等円滑化経路を構成するエレベーターの規定である（停止階の規定や籠及び昇降路の出入口に関する規定など）。
- 適合義務の対象となる建築物のうち床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上の建築物については、エレベーター等の設置義務が発生する。床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>未満の建築物であっても、利用居室と車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設までの経路に階段又は段が設けられている場合はエレベーター等の設置義務が発生する。（500 m<sup>2</sup>未満の建築物で道等から各利用居室までの垂直移動が 1 層のみで、さらに利用居室と車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設までの経路に階段又は段が設けられていない場合の任意設置するエレベーターに対しては、籠の大きさ等の仕様に関する規定は適用されない。）
- また、政令第 18 条第 2 項第 5 号及び条例第 24 条第 1 項第 2 号は移動等円滑化経路を構成するエレベーターにかかる規定であり、複数のエレベーターが設けられた建築物の場合には、1 以上のエレベーターを移動等円滑化経路を構成するエレベーターとして位置づけ、整備をすれば足りる。

### チェックリスト①（政令第 18 条第 2 項第 5 号イ）

- 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止しなければならない。

### チェックリスト②（政令第 18 条第 2 項第 5 号ロ）

- 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、車椅子使用者が通過することができるよう 80cm 以上としなければならない。

### チェックリスト③（条例第 24 条第 1 項第 2 号イ）

- エレベーターに乗降する際に戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けなければならない。この場合、二光軸や多光軸の別は問わない。
- 当該条項は、籠及び昇降路の出入口の戸に対し、両方の戸の閉鎖を自動的に制止することのできる装置を設けることを求めており、利用者を感じする装置を設置する位置は問わないものとする。

チェックリスト④ (条例第24条第1項第2号ロ)

○高齢者、障がい者等の緊急時の対応のため、乗降口等籠の外側から籠の内部の様子が容易に確認できるように、籠及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込んだ構造としなければならない。

- ・ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込んだ構造
- ・ 籠の外部から籠の内部を確認できるカメラ等

○カメラ等を設置する場合は、管理事務所（管理事務所がない場合は、メインロビー等）にモニターテレビを設置することとする。（モニターテレビ設置は各階でなくてもかまわない。）

**参考**

〔法逐条解説〕 政令第18条：P45～P50

〔建築設計標準〕 2.6 エレベーター・エスカレーター

: P2-94～P2-109

## 10-5-2 移動等円滑化経路を構成するエレベーター②

政 令	条 例
第十八条第2項第五号 ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。	第二十四条第1項第二号
	ハ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
	ニ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。
	ホ 籠内に設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けること。
ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。	

### ◎ 移動等円滑化基準チェックリスト（条例付加分含）

施設等	チェック項目	
（移動等円滑化経路を構成する）エレベーター及びその乗降ロビー（政令第18条第2項第5号）（条例第24条第1項第2号）	⑤ 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	⑥ 籠内に鏡を設けているか（籠の出入口が複数あるエレベーターで、開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられている場合を除く）	
	⑦ 籠内の左右両側に手すりを設けているか	
	⑧ 籠内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けているか	
	⑨ 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	

#### 〔解説〕

○移動等円滑化経路を構成するエレベーターの規定（籠内部及び昇降ロビーに関する規定）である。

チェックリスト⑤（政令第18条第2項第5号ハ）

- 籠の寸法は、JIS A 4301 規格の籠の内法寸法の考え方に準じる。  
手すりや車椅子使用者用の制御装置等の幅は、10cm程度に収めることとする。
- なお、J I S規格に準拠したエレベーターであれば、一般乗用（Pタイプ）は11人乗り以上、住宅用（Rタイプ）は9人乗り以上で奥行きが135cm確保される。

チェックリスト⑥（条例第24条第1項第2号ハ）

- 車椅子使用者が、籠内部で方向転換しなくても、籠及び昇降路の出入口の状況（扉の開閉・他の乗客等の状況）を確認できるよう鏡を設置しなければならない。この鏡は、幅60cm×高さ140cm程度の鏡（ステンレス製またはガラス製）とし、設置高さは床上40cm程度とする。
- 展望エレベーター・トランク付型のように壁面に鏡が設置できない場合は、凸面鏡等の設置でもやむを得ないとする。
- 籠の出入口が複数あるスルー型エレベーターについては、開閉する出入口を音声により案内する設備を有するものに限り、鏡を設置しなくてよい。

チェックリスト⑦（条例第24条第1項第2号ニ）

- 籠内の左右両面の側板に手すりを設けなければならない。  
取り付け高さは、75cm～85cm程度とすることとする。

チェックリスト⑧（条例第24条第1項第2号ホ）

- 非常時に籠外部との連絡を行うために必要となるインターホンについて、聴覚障がい者への配慮を求めている。
- 聴覚障がい者がインターホンを押し続けたときに、管理者又は保守会社等による応答があったか否かを判断できるよう、応答灯（機能説明文が必要）やこれに代わる装置を一般乗客用の主操作盤に設置しなければならない。

チェックリスト⑨（政令第18条第2項第5号ニ）

- 車椅子使用者はエレベーターから後向きで降りることを強いられる場合があるため、乗降ロビーには、車椅子使用者の待機、転回に支障がないように、高低差がない150cm以上の幅と奥行きのある部分（150cm角以上のスペース）を確保しなければならない。

**参考**

〔法逐条解説〕 政令第18条：P45～P50

〔建築設計標準〕 2.6 エレベーター・エスカレーター

: P2-94～P2-109

### 10-5-3 移動等円滑化経路を構成するエレベーター③

政 令	条 例
第十八条第2項第五号 ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	第二十四条第1項第二号 ヘ 令第十八条第2項第五号ホの規定により設けるものとする制御装置は、次に掲げるものであること。 (1) -籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。 (2) -籠内に設けるもののうち一以上は、呼びボタン付きのインターホン有すること。
ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	
ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	

#### ◎ 移動等円滑化基準チェックリスト（条例付加分含）

施設等	チェック項目	
(移動等円滑化経路を構成する) エレベーター及びその乗降ロビー (政令第18条第2項第5号) (条例第24条第1項第2号)	⑩ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	(1) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものか	
	(2) 呼びボタン付のインターホンが設けられているか (籠内の制御装置のうち、1以上)	
	⑪ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑫ 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	

#### [解説]

移動等円滑化経路を構成するエレベーターの規定（制御装置・表示装置に関する規定）である。

#### チェックリスト⑩（政令第18条第2項第5号ホ・条例第24条第1項第2号へ）

○籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に次の機能を有する制御装置を設けなければならない。

車椅子使用者が利用しやすい位置とは、ボタン高さが100cm程度であることとする。（建築設計標準 P2-104 参照）

- (1) 車椅子使用者が利用しやすい制御装置のボタンを押して籠が到着した際、一般乗客用のボタンを押した場合より長く戸が開放される機能を有すること。
- (2) 非常時に籠外部との連絡を行うために必要となる呼びボタン付のインターホンを設置すること。（籠内に設置する車椅子使用者用操作盤のうち1以上）

チェックリスト⑪（政令第18条第2項第5号へ）

○籠内のエレベーター利用者に籠の現在位置及び停止する予定の階を知らせるためのものであり、行き先階登録ボタンの応答灯を整備しなければならない。

チェックリスト⑫（政令第18条第2項第5号ト）

○乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向をわかりやすく表示する装置を設けなければならない。

**参考**

〔法逐条解説〕 政令第18条：P45～P50

〔建築設計標準〕 2.6 エレベーター・エスカレーター

: P2-94～P2-109

## 10-5-4 移動等円滑化経路を構成するエレベーター④

政 令	条 例
<p>第十八条第2項第五号</p> <p>チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p>	<p>第二十四条第1項第二号</p> <p>ト 令第十八条第2項第五号チの規定によるものとするエレベーターにあつては、同号ホの規定により設けるものとする制御装置は、籠内の左右両面（二の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあつては、片面）の側板に設けること。</p>

### ◎ 移動等円滑化基準チェックリスト（条例付加分含）

施設等	チェック項目	
(移動等円滑化経路を構成する)エレベーター及びその乗降ロビー (政令第18条第2項第5号) (条例第24条第1項第2号)	⑬不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設ける場合	—
	(1)籠の幅は、140cm以上であるか	
	(2)籠は車椅子が転回できる形状か	
	(3)車椅子使用者が利用しやすい制御装置を籠内の左右両面に設けているか(2の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する場合は片面)	

#### [解説]

○移動等円滑化経路を構成するエレベーターの規定（不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物にのみ適用される規定）である。

#### チェックリスト⑬（政令第18条第2項第5号チ・条例第24条第1項第2号ト）

○不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物にのみ適用される。

- (1) 籠の幅は140cm以上としなければならない。JIS規格によるエレベーターでは、一般乗用（Pタイプ）では11人乗り以上の大きさのものが適合する。
- (2) 籠内の車椅子転回スペースとして、籠の内法寸法を135cm×140cm以上としなければならない。この規定は、車椅子使用者が乗った状態で他の者が乗降可能な大きさを確保する目的により定めているため、手すりや車椅子使用者用の制御装置等の幅は10cm程度に収めることとする。
- (3) 車椅子使用者が乗った状態で他の者が乗降可能な大きさを確保しているため、車椅子使用者が籠内のどちらかの側板にのみ近い状態が想定される。よって、両面に制御装置を設けなければならない。

#### 参 考

〔法逐条解説〕 政令第18条：P45～P50

〔建築設計標準〕 2.6 エレベーター・エスカレーター

: P2-94～P2-109



## 10-5-5 移動等円滑化経路を構成するエレベーター⑤

政 令	条 例
<p>第十八条第2項第五号</p> <p>リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p>	<p>第二十四条第1項第二号</p> <p>チ 令第十八条第2項第五号リの規定によるものとするエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 制御装置は、押しボタン式とすること。</p> <p>(2) 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障害者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。</p>

### ◎ 移動等円滑化基準チェックリスト (条例付加分含)

施設等	チェック項目	
(移動等円滑化経路を構成する)エレベーター及びその乗降ロビー (政令第18条第2項第5号) (条例第24条第1項第2号)	⑭ 不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合	—
	(1) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(2) 籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音声による案内)により視覚障がい者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(3) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	
	(4) 制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか	
	(5) 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか	

#### [解説]

○移動等円滑化経路を構成するエレベーターの規定(不特定かつ多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するエレベーターにのみ適用される規定)である。

チェックリスト⑭ (政令第18条第2項第5号リ・条例第24条第1項第2号チ)

○不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するエレベーターのみ適用となる。

(1) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けなければならない。

(2) 視覚障がい者への点字による案内に関する規定であり、上下方向や各階ボタンに対応する点字表示を各ボタンの左側に行うことを基本とする。

ただし、操作ボタンそのものが上下を表す矢印の場合は、当該点字表示は省略してもよい。なお、ボタン自体の表面に点字表記すると、触読の際に誤って押してしまう恐れがあるため、ボタンとは別に点字標示を行うこととする。

籠内には、戸の横等に設けられる一般乗客用の操作盤と、車椅子使用者に配慮した操作盤の2種類が設けられることとなるが、操作盤の位置のわかりやすさ、制御ボタンの操作しやすい高さ等を勘案して、一般乗客用の操作盤に各ボタンごとの点字表示を行うものとする。

政令第18条第2項第5号リ(2)中「点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造」は次のとおり。(平成18年12月15日付 国土交通省告示第1493号(参考資料P87参照))

- ・ 文字等の浮き彫り
- ・ 音による案内
- ・ 点字及び上記2つに類するもの

(3) 視覚障がい者にエレベーターの作動状況を音声により知らせるための装置を設けなければならない。

籠内のみ装置を設ける場合は、籠が停止し、戸が開いたときに、籠内の音声装置により乗降ロビーの利用者に聞こえるように案内できる装置とする。

(4) 視覚障がい者が押したことがわかるよう、一般用の乗場及び籠内の操作ボタンをストロークのある押しボタンとしなければならない。

(5) 視覚障がい者が乗降ロビーに設けられた制御装置の位置がわかるよう、乗降ロビーにおける一般用制御装置のボタンの前面の床面に点状ブロック等を敷設しなければならない。

○政令第18条第2項第5号リただし書き中「視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合」は次のとおり。(平成18年12月15日付国土交通省告示第1494号(参考資料P88))

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合

参考

〔法逐条解説〕 政令第18条：P45～P50

〔建築設計標準〕 2.6 エレベーター・エスカレーター

: P2-94～P2-109